

広報 なかのしま

7月号 南蒲原郡中之島村役場

人口のうごき

— 6月1日現在 —

() 内は5月1日との比較

人口	11,539人 (-3)
男	5,602人 (+9)
女	5,937人 (-12)
世帯数	2,181 (+4)



発行と編集 中之島村役場企画課

交通安全県民総ぐるみ運動(七月十日)

事故犠牲者に一分間の黙とう

県、市町村及び交通安全対策協議会では、七月十日(火)に県内各市町村において、交通安全県民宣言記念県民総ぐるみ運動を実施します。

この運動の主旨は、新潟県が交通安全県を宣言したことを記念して、全県民が輪禍の犠牲となった事故者のめい福を祈り、人命の尊さを知るとともに交通事故のない明るい新潟県をさすくために県民総ぐるみでこの運動を実施するものです。

主に実施される運動は次のとおりです。

- 交通安全協会及び役場等から街頭に出て交通安全の呼びかけや、この運動の趣旨を図るためチラシ等を配付します。
- 当日は、県下いっせいに警察官が街頭に出て、正しい運転の現場指導および取締等が実施されます。
- 歩行者に対して、当日の通勤、通学時には交通安全協会及び役場等から街頭に出て交通安全の呼びかけや、この運動の趣旨を図るためチラシ等を配付します。
- 午後二時三十分を期して、県内各市町村でサイレン等を鳴らし、県民全体が交通事故による死亡者のめい福を祈り、あわせて交通事故防止の自覚をあらたにするため、一分間の黙とうをささげるものです。
- 街頭における事故防止の呼びかけ、運転者に対して

税務大学生(普通科生)募集

七月二十日から八月三日まで

人事院では、昭和四十八年度の国家公務員採用初級試験を募集しております。この募集は、税務署職員についても次の要領で行ないますので多数応募して下さい。

- 受験資格
 - 昭和二十八年四月二日から昭和三十一年四月一日までに出生した男子
 - 申込受付期間
 - 七月二十日から八月三日までに希望する受験地の人事院地方事務局へ申込して下さい。

○オ一次試験
十月七日教養適性試験

○オ二次試験
十月下旬から十一月上旬までのうち一日

○合格者発表
十二月上旬から同月の下旬採用

○合格者の中から選考によって採用されます。

○募集人員
約二百七十五名

※ 詳細については、税務署等へおたずね下さい。

過労運転はやめましょう

七月二十一日～八月二十日

夏の交通安全運動実施

村交通安全対策協議会では、七月二十一日から八月二十日までの一ヶ月間、夏の交通安全防止運動を実施します。

この時期になりますと、例年子供の交通事故がふえております。各家庭や車の運転者は、子供の過労運転は、速度違反は、無理な追越し、速度違反はやめましょう。

○飲酒運転はやめましょう。

○横断歩道のあるところは、横断歩道以外はわたらないようにしましょう。

○歩くときは、道路の右を歩きましょう。

村交通安全対策協議会では、七月二十一日から八月二十日までの一ヶ月間、夏の交通安全防止運動を実施します。

この時期になりますと、例年子供の交通事故がふえております。各家庭や車の運転者は、子供の過労運転は、速度違反は、無理な追越し、速度違反はやめましょう。

○飲酒運転はやめましょう。

○横断歩道のあるところは、横断歩道以外はわたらないようにしましょう。

○歩くときは、道路の右を歩きましょう。

健康なからだをつくるために

＼ぼくらは、体力づくりにはげんでいます！＼

人間にとって何より大切なものは、心と身の健康です。暑い夏をふきとばし、旺盛ではつらつとした体力と精神で活力ある人間形成をはかりましょう。

～主なもくじ～

- 7月1日から村の水道事業が見附市へ統合.....(2)
- 快適な住い作りに住宅資金の活用を.....(3)
- 村の家計簿はこうなっております.....(4)
- 国民年金法の一部改正へ.....(6)
- 電話が広域時分制に.....(7)
- 交通安全県民総ぐるみ運動.....(8)

今月の納税

- △ 固定資産税 2期分
- △ 軽自動車税随時分(7月期分)
- △ 保育料 7月分

犬の危害防止 不用犬の買上げ実施

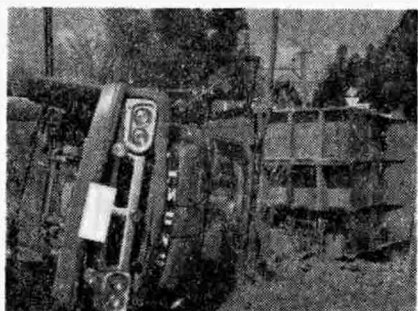
最近、犬の咬傷事故が各地で発生しております。これは、犬の放し飼いや心もとない飼主による捨て犬が大きな原因となっております。

村では毎年秋冬の2回にわたって、野犬化の防止と、犬による危害防止を図るため、不用犬の買上げを実施しております。不用犬等の処分にお困りの方は、次の会場へ持参して下さい。

- 日時と場所 7月13日(金)
 - 中条新田●4事務所前 午前11時～11時30分
 - 中之島村役場前 午後1時～2時
- 買上げする金額(1頭当り)成犬が100円、子犬が50円です。

当日は、印鑑を持参のこと。

※ 詳細は、役場保健衛生課へおたずね下さい。





快適な住まい作りに 住宅資金の活用を

受付期間 48年5月10日～49年3月31日

住宅金融公庫では、皆様のマイホーム建設の資金として次の要領で融資の受付をしております。

ご希望の方は、多数ご活用下さい。

◎新築される方で、65才以上のおとしよりが同居されていると割増しの融資が受けられます。

◎申込者の資格

一、自分で住むための住宅を必要としており、土地の準備ができています。(借地でもよい)

二、収入月額が当初償還金の五倍以上であること。(例えば

面積	木造	組立木造	不燃組立	耐火組立
90㎡以上(老人同居割増のみ)	200	240	270	280
80㎡以上	180	220	250	260
80㎡～70㎡以上	160	190	210	220
70㎡～60㎡以上	140	160	180	190
60㎡～50㎡以上	110	130	150	160
50㎡～40㎡以上	90	110	120	130

融資額

- 一、融資の対象
 - 一、住宅部分の床面積が三十平方メートル以下であること。
 - 二、住宅部分と店舗または事務所等をあわせて建設する場合は、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の二分の一以上。
- 二、融資の条件
 - 一、利率 年五・二%
 - 二、償還期間 木造の住宅 十八年以内。簡易耐火構造の住宅 二十五年以内。
 - 三、償還方法 元金均等割賦方式の毎月払い。
 - 四、担保 竣工した建物を公庫の第一順位の担保とする。
- 三、受付場所 第四銀行、新潟相互銀行、北越銀行、大光相互銀行、各農協(申込用紙も用意してあります)
- 四、受付期間 昭和四十八年五月十日から四十九年三月三十一日まで(但し融資期間中てもワックが強化されるときは限りになります)

魅力ある農業を推進!! 昭和48年度に 農振地域整備計画の樹立

7月下旬から説明会

村では、昭和四十八年度を目標に、農業振興地域整備計画を作成しております。この計画の作成にあたっては、みなさんの意向を充分に尊重し、よりよい計画をはかるとして、七月下旬から地区説明会(対象者は嘱託員、農家組合長)を農協単位で開催いたします。

その実施にあたっては、関係者のご協力をお願いいたします。

※ 整備計画のねらい

近年都市化の進行とともに、優良農地が、開発という名のもとに

とに無秩序な転用が進み、今後の農業経営に多くの問題をなげかけております。

しかし、私たちが、生きて行くためには、もっとも大切な食をまかなう農業!!が、このままではいけません。

そこで今後の農業経営の安定と魅力ある農業を推進するために、この制度を活用して、農業振興の基盤となる農用地を確保し、農業近代化のための諸条件を強力に整備しようというものです。

七月一日から 村の水道事業 見附市へ統合

料金の納入は農協または役場へ

前号でお知らせしましたとおり、中之島村の水道事業が、七月一日付で見附市の水道事業に統合されました。

それに伴って、料金や料金の納入方法などが変わります。そのあらましは次のとおりです。

◎水道料金と納入方法

◎料金について

七月分からの、水道料金の計算是、電子計算機で行いますので、宛名はすべてカタカナ書きとなります。

また、料金は当分の間、現在中之島村の水道料金を適用します。

◎納入方法

納入方法は、いままでと同じで変更ありませんが、料金の収納を取扱う機関として、中之島村農協、中野農協、中条農協、北部農協、第四銀行今町支店と役場出納室で取扱うこととなります。但し、納期限を過ぎたものについては、農協で取扱い致しません。従って、納期後の納入については、第四銀行今町支店か、役場出納室で取扱いをいたします。

◎料金滞納者の措置

毎月一日から五日までの間に検針を行いますのでご協力下さい。

◎メーターの検針

見附市からの通水時期は、今のところ、昭和五十年の七月か八月頃までに通水される予定です。

見附市では、中之島村も含めた第三次水道拡張事業を総額十六億六千万円の巨費を投じて、昭和四十八年度から五十三年度までの六年間で施行する予定です。

水源も、現在の刈谷田川だけでは不足になりますので、長岡地内の信濃川から取水し、そこから、送水パイプ約四千メートルを布設して見附市の青木浄水場まで送水することになっております。

中之島地内もこの工事と並行し、給配水管の布設や、水池、配水池の築造等、その他多くの工事が施行されることになっております。以上のように、この拡張事業は、ぼう大な工事量と経費を必要とします。

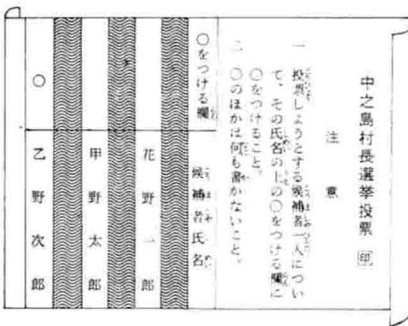
従って、これらの事情から判断しますと、通水の時期は五十年の夏ごろを予定しており、それまでは現在の島田浄水場施設を改良して給水しますので、いましばらくの間、ご協力下さい。

今秋の村長選、村議補選から 記号式投票を採用

村選管では、今秋予定されている村長選挙と、村議会議員の補欠選挙について、記号式の投票方法を取り入れ実施いたします。ましがいのないよう充分注意しましょう。

この記号式の投票方法とは、有権者(投票しようとする人)が、投票所において、投票用紙にあらかじめ印刷してある候補者の氏名のうちから、投票しようとする者、一人に対して、記号を記載する欄に○の記号を記入して投票箱に入れるということです。いままでの投票方法と違って、投票用紙に候補者の氏名を記入(自書)することがなくなりました。

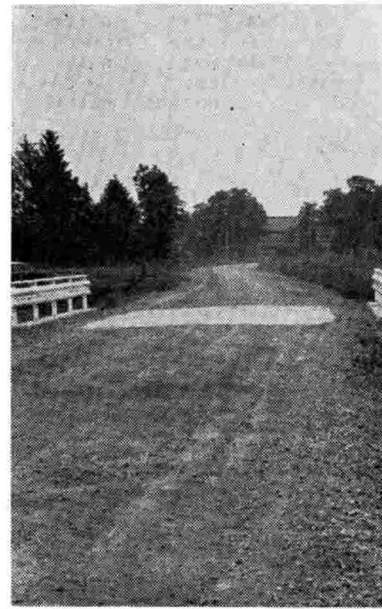
なお、投票される場合、投票用紙に印刷されている候補者に対して二人以上の記号を記入しないようにご注意ください。



かく投票されても無効となりません。

見附市公認水道工事店一覧表

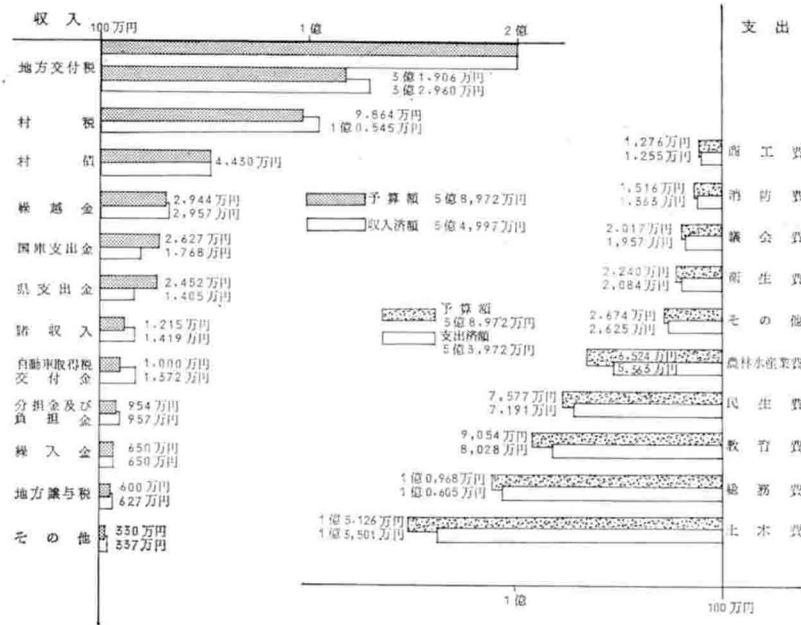
住 所	工 事 店 名	電 話 番 号
見附市本町2丁目2~1	(有) 小町屋	(見附局)2-0348
" 細越町1丁目2~6	(有) 金源商店	2-0543
" 南本町2丁目16~6	北村設備	2-5747
" 今町2丁目7~26	坂口ポンプ店	6-2736
" 本町1丁目11~14	(有) 佐藤鉄工	2-0412
" 細越町2丁目2~49	(有) 下田屋金物店	2-0859
" 今町4丁目11~13	清水配管	6-2441
" 学校町1丁目5~3	並沢工務店	2-1460
" 新町3丁目4~49	白新工業(株)	2-2167
" 新町2丁目1~31	(有) 見附清掃工業社	2-2146
" 嶺崎町1丁目1~14	(有) 見附設備	2-0035
" 本町3丁目4~33	諸橋工務店	2-1965
" 南本町2丁目1~44	(有) 山田工機	2-4354
中之島村大字高畑	今泉設備(株)	6-3193
" 島田石川配管		6-8281
" 中之島中之島工事店		6-2407
" 中条中条設備(株)	(中条局)43	165
" 下沼新田丸寅建設(株)	(分水局)	2862
" 宮内丁(有) 山田商会	(見附局)6-	3466



改良工事の終わった村道中通線 (高畑部落地内)

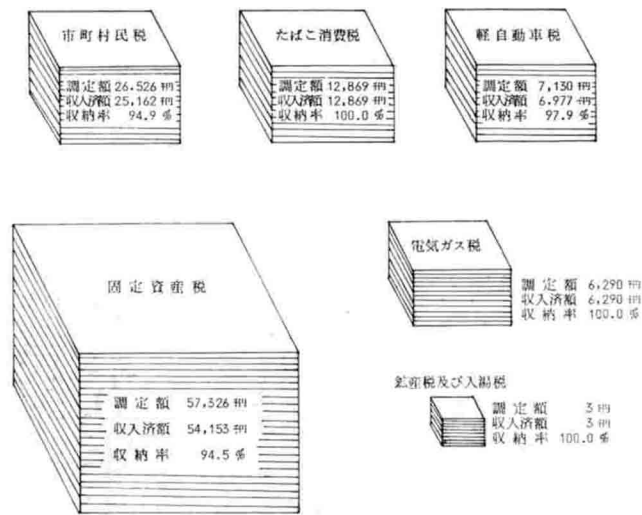
一般会計の予算と収入・支出の状況

(48. 3. 31 現在)

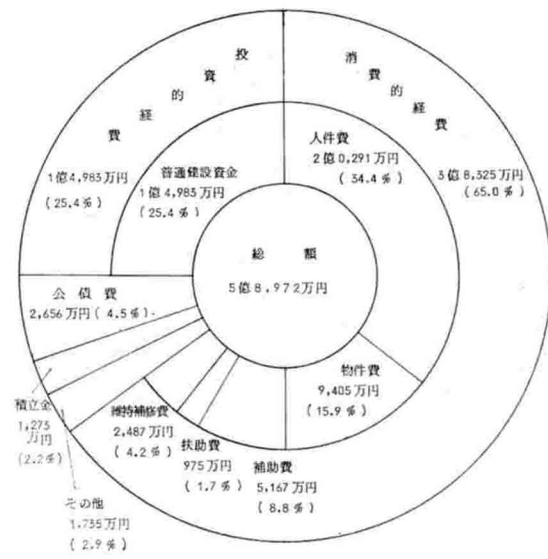


村税の内訳

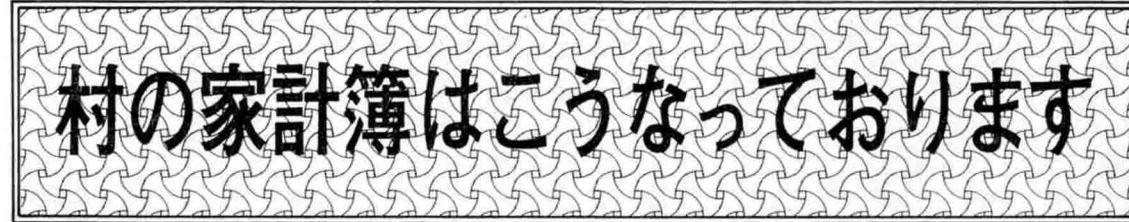
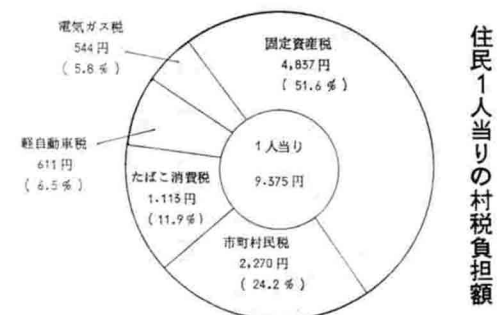
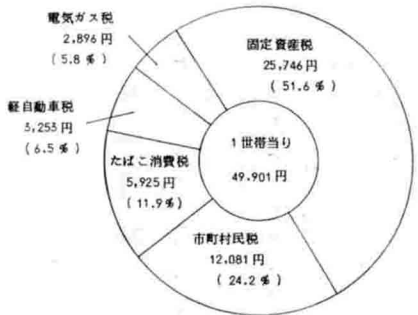
△ 税目別の納入状況



一般会計歳出性質別経費の内訳



△ 村税の負担状況



昭和47年度下半期分 (昭和47年10月1日から昭和48年3月31日まで)

昭和四十七年度の財政運営にあたっては、税収入、起債等の財政収入の確保を図るとともに、財源の重点的な配分と経費の効率的な支出に努めてまいりました。

中之島村の財政の実情を村民のみならずからよく理解していただくために、村では、毎年二回にわたり財政状況を公表してまいりますが、今回は昭和四十七年度の下半期(昭和四十七年十月一日から昭和四十八年三月三十一日まで)における財政状況をお知らせいたします。

中之島村告示第六十三号 地方自治法第二百四十三条の三才一項の規定に基づく、中之島村財政状況の公表に関する条例の定めるところにより「昭和四十七年度下半期の財政状況」を次のように公表いたします。

財政状況のあらまし

昭和四十七年度一般会計予算は、下半期において、六千二百九十三万円の補正予算が追加され、最終予算総額は、五億八千九百七十三万二千円となりました。これを前年度の最終予算(五億一千五百四十九万九千九百九十九円)と比較してみると、千七百二十三万二千七百三十四円(伸び率三十三・二%)の増加となり、前年度の伸び率三十二・二%にはおよばない結果となっております。

十月から三月までの半年間に補正された主なものは、農免道路舗装事業費八百九十九万八千円、農振関係補助金六百六十一万一千円、用水改良事業調査費三百五十五万七千円等をはじめ、衆議院議員の選挙費、職員給与改定費などの予算を追加計上しました。

また、後年度の財政負担を考慮し、財政調整基金一千二百二十万円の積立を行ない、年間の財源調整をはかりました。

このように大きく増加した歳出予算を、目的別に前年度分と比較してみると、老人医療の無料化に伴う受診率の上昇と、一件当り費用額の増加により、「保険給付費」は、前年度一億一千九百七十七万七千円だったのに対し、本年度は一億五千五百五十二万三千七百三十四円(伸び率二十六・一%)の大幅な増加となったほか、将来の保険給付費の不足に備え、新たに「国民健康保険給付準備金」として一千二百四十三万三千円を積み立てを行ったこと等による増加が主なものです。

今後とも、療養給付費等の増加が予想されますが、極力経費の節減に徹し、健全財政の維持に努力してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

昭和四十年年度の国保特別会計予算は、下半期において二千六十五万六千円の補正予算が追加され、最終予算総額は一億七千二百三十五万二千円となりました。これを前年度の最終予算(一億二千九百五十八万九千九百九十九円)と比較してみると、四千二百七十六万一千円(伸び率三十三・三%)の増加となり、前年度の伸び率一・二%を大きく上廻りました。



舗装工事も終り立派に出来上がった農免道路

三月末現在における各会計の予算執行状況は、別図表のとおりです。この中には、四月、五月の出納整理期間の分が含まれておりませんが、四十七年度の一般会計、国保会計とも健全財政を保てる見通しです。これも村民のみならずの理解あるご協力によるものと感謝申し上げます。今後ともいっそうのご協力をお願いいたします。

昭和四十八年五月二十九日 中之島村長 斎藤 恭三

電々公社では、最近における経済圏、生活圏の拡大に伴って、最低料金で通話できる範囲を大巾に拡大し、通話料金をすべて時間と距離に応じた合理的な制度（広域時分制といえます）で昭和四十七年十一月十二日から全国的に順次実施されてきております。

そこで、本村も（長岡単位料金区域）七月十五日（日）から、この制度が適用となりま

す。

主な内容は次の通りです。

一、現在の通話料金制度は二本

現在、通話料金制度は、時間に関係なく一回七円でかけられる市内通話と、七円でかけられるが、時間と距離が遠くなればなるほど通話時間が短くなる市外通話の二本立てとなっており、市内通話と市外通話は加入区域で区分されております。

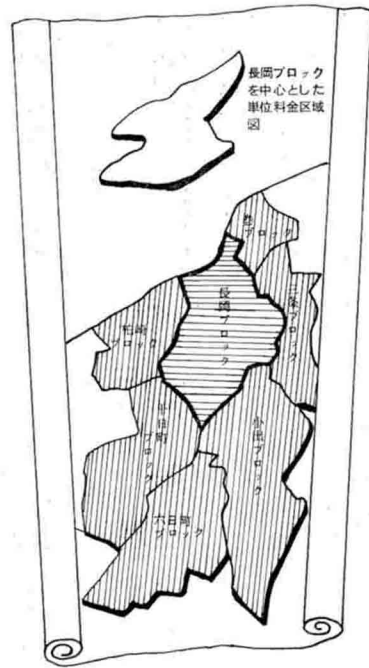
二、広域時分制になると、七円でかけられる区域が広がります。

広域時分制では、加入区域（現在の市内通話地域）を、い

くつか集めて、直径約三十キロメートルの範囲を、一つのブロックとし、これを「単位料金区域」と呼びます。

この単位料金区域での通話は、最低料金（加入電話で三分までごとに七円、公衆電話で三分までごとに十円）でかけられるようになります。

長岡単位料金区域は現在の七加入区域を、長岡市、小千谷市、見附市、栃尾市、与板町、越路町、三島町、中之島村の一部（分水局は除く）を、一つのブロックにまとめたもので、現在の社会活動に対応した広範



主な通話先	7円できる通話時間	7円できる通話時間
区域内通話	180秒(3分)	現在と変わりません
隣接区域通話	80秒	現在と変わりません

加入電話からのダイヤル通話金

田まで最低料金でかけられるようになります。

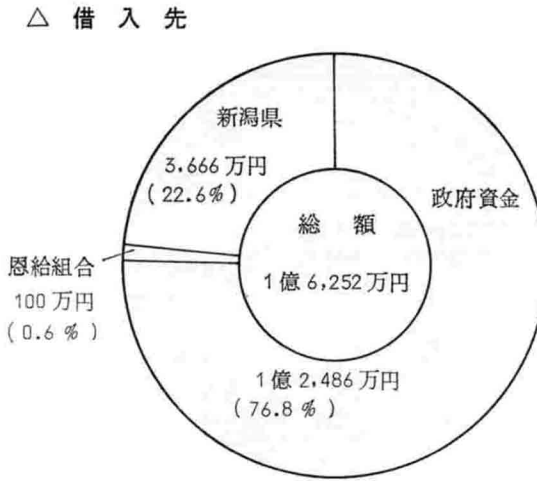
三、隣接ブロックへは八十秒七円に

隣接しているブロックへの通話は、現在、近効通話として六十秒七円ですが、広域時分制では、八十秒七円となり値下げになります。

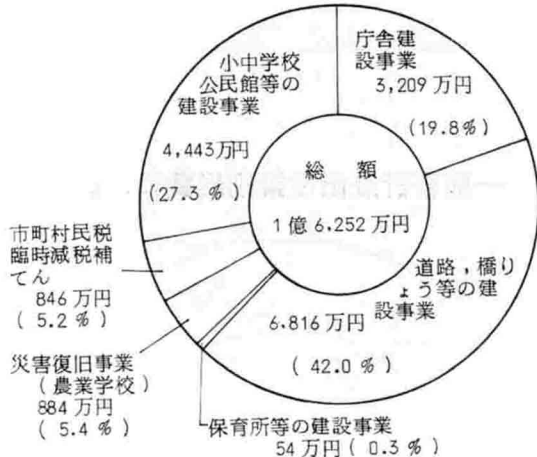
電話が広域時分制に 長岡、小千谷が7円で

7月15日(日)午前0時から

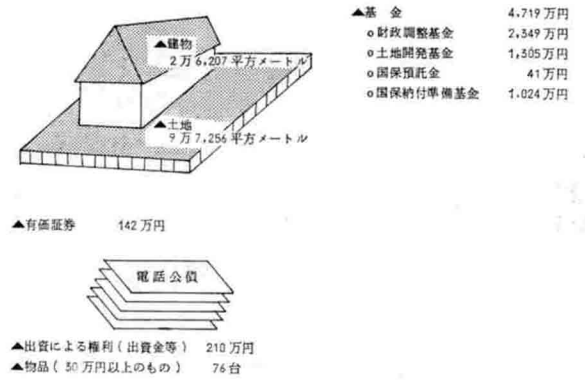
地方債(借入金)の内訳



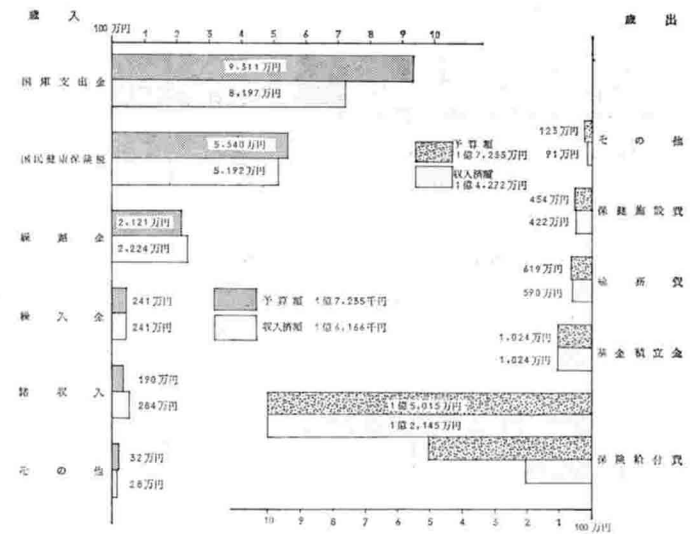
借入金の用途



財産の状況



特別会計(国民健康保険)の予算と 収入・支出の状況 (48.3.31現在)



国民年金法の一部改正へ もう五年年金に加入出来る

受付 七月一日から

国民年金制度の充実を待望する声はすでに久しく、国も四十八年を「年金の年」として国民年金制度の飛躍的發展を図るためにその改正法案が、今国会に提出されております。

この改正法案がきまりますと、次の範囲によってもう一度、五年年金に加入することが出来ますので、やめに住民福祉課へお申し出下さい。

対象者

四月一日現在で六十三才から六十七才までの人(明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人)で、

十年年金や五年年金に加入しなかつた人。

加入の申出期間

昭和四十八年七月一日から翌年の三月三十一日まで

加入時期

加入の時期は、昭和四十五年六月にさかのぼり加入したことになります。

保険料

加入時期がさかのぼりますので、保険料も一律九百円で、この時期から納めることとなります。

※ 詳細についてのお問い合わせは住民福祉課へ。

人権擁護委員に 飛鳥井義賢氏を選任

六月一日付で

中野東の飛鳥井義賢氏(現民生委員)が、六月一日付で、法務大臣より人権擁護委員に選任されました。

人権擁護委員とは、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、国の機関で設置されているものです。

つぎの問題などでお困りの方は、お気軽にご相談して下さい。(相談の内容は秘密厳守、手数料は無料です。)

私的制裁、人身売買、村八分、教育を受ける権利の侵犯、強制圧迫、差別待遇、生活権の侵犯、その他お困りのすべての相談。

!!私のなまえをつけてください!! 「老人憩の家」の名称募集

締切 七月二十五日まで

なお、隣接ブロックより遠いブロックへの通話は現在の市外通話料金と変わりありません。

四、公衆電話は継続的に

青電話および大形赤電話は広域時分制の実施から市内にかけられる通話は三分打切りを止め、十

円玉を追加することにより継続して話ができるようになります。

少形赤電話は、昭和五十年末までに全部大型赤電話に取り替えられることになっております。

品を進呈します。

その他、選考の結果等については次号に掲載し、みなさんにお知らせします。

※ 詳細については、住民福祉課へおたずねください。

- 村では、老人福祉の向上を図るため、「老人憩の家」を本村中之島大竹貫一郎の南側旧堤を利用して建設することにしております。
- そこで、みなさんから「老人憩の家」の名称について、次の要領で募集しますので、多数応募してください。
- 締切、七月二十五日
- あて先、役場住民福祉課
- 応募用紙、官製ハガキに「老人憩の家」の名称は○○○○と記入し、その左側に住所、氏名、職業、年令をハッキリ記入して下さい。
- 名称の選考
- 応募集の中から「老人憩の家」の名称にもっともふさわしいものを三点選出し、そのうちから決定いたします。
- 入選者には粗品を進呈
- 上位の三点については、粗

